

第2回阿蘇市議会会議録

1. 令和3年6月4日 午前10時00分 招集
2. 令和3年6月4日 午前10時00分 開会
3. 令和3年6月4日 午前11時23分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	佐藤和宏	2 番	佐藤菊男
3 番	児玉正孝	4 番	甲斐純一郎
5 番	立石昭夫	6 番	竹原祐一
7 番	岩下礼治	8 番	谷崎利浩
9 番	園田浩文	10 番	菅敏徳
11 番	市原正	13 番	大倉幸也
14 番	田中弘子	15 番	五嶋義行
16 番	藏原博敏	17 番	古木孝宏
18 番	田中則次	19 番	河崎徳雄
20 番	湯浅正司		

欠席議員

12 番 森元秀一

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市 長	佐藤義興	副 市 長	和田一彦
教 育 長	坂梨光一	総務部長(選管事務局長)	高木洋
市民部長(福祉事務所長)	宮崎隆	経 済 部 長	阿部節生
土木部長(水道局長)	藤田浩司	教 育 部 長	山口貴生
阿蘇医療センター事務部長	井野孝文	総 務 課 長	村山健一
福 祉 課 長	松岡幸治	農 政 課 長	佐伯寛文
建 設 課 長	中本知己	財 政 課 長	廣瀬和英
教 育 課 長	藤井栄治	政策防災課長	山本繁樹
ほけん課長	山中昭人	観 光 課 長	秦美保子
住環境課長	加藤勇二郎	人権啓発課長	市原吉治
市 民 課 長	森永智保	まちづくり課長	荒木仁
水 道 課 長	竹原昭典	税 務 課 長	市原修二
内 牧 支 所 長	加来隆浩	波野支所長	岩下勝則

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 本 山 英 二 議会事務局長 市 原 多喜男
書 記 山 本 悠 未

9. 議事日程

開会（開議）宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 令和3年第1回定例会で任命・選任同意した教育長、教育委員、監査委員、
並びに指名推選により決定した選挙管理委員会委員・補充員の紹介について

日程第4 諸般の報告について（議長）

日程第5 施政方針の説明

日程第6 提案理由の説明

午前10時00分 開会

1 開会宣言

○議長（湯浅正司君） それでは、改めまして、おはようございます。

令和3年第2回阿蘇市議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私多忙の折、本定例会に御出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。本定例会に提出されました諸議案につきましては、後ほど市長から説明がありますが、議員各位におかれましては、慎重に審査をしていただき、適正にして妥当な議決をいただきますように御協力をお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症については、現在、まん延防止等重点措置期間であります。今定例会においてもマスク着用や消毒の徹底など、万全を期しての会議とさせていただきます。

また、今年は梅雨入りが早く、既に各地で集中豪雨等による被害も出ています。今後、甚大な被害の発生も考えられることから、議員各位には自重自愛の上で地域の災害防止にも格段の御協力をいただきますよう、よろしくようお願い申し上げます。

ただ今の出席議員は19名であります。12番、森元秀一君につきましては、所定の手続を経まして欠席の届出を受けておりますことを報告いたします。したがって、定足数に達しておりますので、令和3年第2回阿蘇市議会定例会をこれより開会いたします。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりであります。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

お諮りします。議事に入ります前に、第 97 回全国市議会議長会定期総会において議員在職 10 年以上の方々の表彰状と、私の議長会建設運輸委員会としての功績に対する感謝状を受け取りました。つきましては、ここで表彰を受けられました 5 名の方々の表彰状の伝達を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） それでは、伝達を行います。

議員在職 10 年以上の表彰の受賞者は、河崎徳雄議員、市原正義議員、菅敏徳議員、園田浩文議員、谷崎利浩議員です。つきましては、この場を借りて表彰状の伝達を行いますので、受賞者は演壇のほうにお願いいたします。

〔表彰〕

○議長（湯浅正司君） 表彰状。阿蘇市、河崎徳雄殿。

あなたは、市議会議員として 10 年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第 97 回定期総会にあたり、本会表彰規程によって表彰いたします。

令和 3 年 5 月 26 日。全国市議会議長会会長、清水富雄。代読です。

おめでとうございます。（拍手）

すみません、5 名だけです。全部読みたいと思いますが、いいですか。

表彰状。阿蘇市、市原正殿。

あなたは、市議会議員として 10 年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第 97 回定期総会にあたり、本会表彰規程によって表彰いたします。

令和 3 年 5 月 26 日。全国市議会議長会会長、清水富雄。代読です。

おめでとうございます。（拍手）

表彰状。阿蘇市、菅敏徳殿。

あなたは、市議会議員として 10 年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第 97 回定期総会にあたり、本会表彰規程によって表彰いたします。

令和 3 年 5 月 26 日。全国市議会議長会会長、清水富雄。代読です。

おめでとうございます。（拍手）

表彰状。阿蘇市、園田浩文殿。

あなたは、市議会議員として 10 年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第 97 回定期総会にあたり、本会表彰規程によって表彰いたします。

令和 3 年 5 月 26 日。全国市議会議長会会長、清水富雄。代読です。

おめでとうございます。（拍手）

表彰状。阿蘇市、谷崎利浩殿。

あなたは、市議会議員として 10 年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第 97 回定期総会にあたり、本会表彰規程によって表彰いたします。

令和 3 年 5 月 26 日。全国市議会議長会会長、清水富雄。代読です。

おめでとうございます。（拍手）

表彰を受けられました皆様におかれましては、誠におめでとうございます。

これをもちまして、表彰状の伝達を終わります。

日程に入ります前に、市長から発言の申出がありましたので、これを許したいと思います。
市長。

○市長（佐藤義興君） 議会の冒頭に当たり、お時間をいただきまして、大変ありがとうございます。

畜産クラスター事業に係る訴訟判断について報告をさせていただきます。

住民の皆さんは、長年異臭に悩まされ、今度は住宅の隣に突然畜舎が建つことを知り、「もう勘弁してほしい」「もう嫌だ」「やめて」「環境がいいから移住してきたのに」「阿蘇市で生活するにふさわしい環境も破壊される」、その危機感から約 7,000 名の切実な反対の署名が市役所に届けられました。

一方、相前後して、行政としてその事実、市も知らされていなかったことの確認過程で、畜産クラスター事業が当初計画書類が出されていた場所と違う現在の場所にいつの間にか変えられて進められていた。そのことを一つ一つ確認する過程で、計画前に地元住民への説明、理解がされていない。地元自治体に計画変更等があれば、事前に知らせるべきであるのが何も知らされていない。その事実が判明をしました。

今般の判決は、生活と暮らしの中で生まれてきた市民と行政の正当な生の声、主張が聞き入れられず、法律上の手続のみが重視され、判決と現場の認識があまりに乖離し、厳しい判決となったことはすごく残念であります。

これまで市民、市議会の全員協議会、関係者等に判決に至る裁判での主張をつぶさに報告し、ぎりぎりまで検討を重ねてきましたが、その中で判決を覆すに必要な物証、市民の協力と強い後押し、判決を覆せる新たな物証、国・県のバックアップが不足し、控訴できない環境状況であり、厳しいものがあると総合的に判断し、断腸の思い以上に激しく感じる苦渋の決断をし、控訴をしないことにしました。重ねてすごく残念です。

今後も行政は法律上の決めごとについてはやらなければならないが、生活、暮らしの中で生まれてくる矛盾には目を背けることなく追求し取り組んでいかなければなりません。行政が今回の裁判のように住民の方々の思いを聞かない、相手にしないとしてしまえば、住民と行政間の信頼感が失われ、市の発展に弊害が生まれてきます。今回の判決によって、さらに深く真理を求めて向き合っていくことが大切であると感じています。市民の皆様、議員の皆様には大変御迷惑をおかけし、真に心が痛み、心苦しく思っております。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 以上で、市長の説明を終わります。

この件につきましては、本日の全員協議会で改めて説明予定となっております。

それでは、早速議事に入ります。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（湯浅正司君） 日程第 1「会議録署名議員の指名」を行います。

今期、定例会の会議録署名議員は、会議規則第 88 条の規定によりまして、6 番議員、竹原祐一君、7 番議員、岩下礼治君の兩名を指名いたします。

日程第 2 会期の決定について

○議長（湯浅正司君） 日程第 2「会期の決定について」を議題といたします。

会期日程等につきましては、これより議会運営委員長が報告をいたします。

議会運営委員長、谷崎利浩君。

○議会運営委員長（谷崎利浩君） おはようございます。

議会運営委員会の会議の結果について、御報告いたします。

議会運営委員会を 5 月 28 日午前 10 時から開催し、本定例会の会期日程等につきまして審議をいたしましたので、結果を報告します。

まず、会期につきましては、本定例会の付議事件が専決処分の報告 1 件、専決処分の承認 7 件、繰越明許費・事故繰越し繰越計算書の報告 4 件、条例の制定 1 件、令和 3 年度補正予算案 7 件、人事案件 4 件、その他 3 件並びに請願 1 件の計 28 件であることから、会期を本日 6 月 4 日から 6 月 21 日までの 18 日間といたしました。

会期日程につきましては、議員各位に配付してあるとおりでありますので、御了承願います。

次に、本定例会における議案等の審議方法であります。報告 7 件、専決処分の承認 7 件、人事案件 4 件を除く 10 議案につきましては、質疑の後、各常任委員会に付託することといたしました。なお、委員会付託の議案審査については、会期中の日程に従い、各常任委員会に付託されますので、自己の委員会の件についての質疑は御遠慮願います。

次に、一般質問の取扱いについて御報告いたします。まず、一般質問の通告期限であります。6 月 8 日の午後 5 時までといたしましたので、時間厳守で通告書の提出をお願いいたします。各議員に申し上げますが、質問の要旨については、指定された時間を有効活用するためにも、分かりやすく、具体的に記載していただくこと、また通告内容以外の質疑にならないよう気をつけていただきますよう併せてお願いをいたします。また、執行部におかれましては、質問内容に対し的確に答弁に努められますようお願いいたします。なお、一般質問の時間についてですが、答弁も含め 45 分間といたしますので、議員各位の御理解をお願いいたします。

次に、本定例会における新型コロナウイルス感染症対策についてであります。現在、熊本県はまん延防止等重点措置期間であることから、これまで同様マスク着用、検温、定期的な換気や消毒の徹底、昼食時の黙食を行うとともに、一般傍聴につきましては中止することといたしましたので、各議員の御理解と御協力をお願いいたします。

最後になりますが、本日の議会散会後は本会議場におきまして全員協議会を開くことにしておりますので、御出席のほど、よろしくをお願いいたします。

以上、議会運営委員会の会議の結果について報告を終わります。

○議長（湯浅正司君） 会期日程等につきましては、ただ今、議会運営委員長の報告のとおり

りであります。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。

したがって、会期日程等につきましては、委員長の報告のとおり決定をいたします。

日程第 3 令和 3 年第 1 回定例会で任命・選任同意した教育長、教育委員、監査委員、並びに指名推選により決定した選挙管理委員会委員・補充員の紹介について

○議長（湯浅正司君） 日程第 3、令和 3 年第 1 回定例会で任命・選任同意した各委員、並びに指名推選により決定した委員・補充員の方々の御紹介を行います。

先の第 1 回定例会において、教育長、教育委員及び監査委員の任命・選任同意をいたしました。また、指名推選により選挙管理委員会委員及び補充員を決定いたしました。よって、本日お見えいただいておりますので、ここで御紹介を申し上げたいと思います。

最初に、教育長、教育委員、監査委員の方々を御紹介申し上げます。

それでは、入場をお願いします。

〔教育長、教育委員、監査委員 入場〕

○議長（湯浅正司君） すみません、ここで一度マスクを外していただき、皆さん方にお顔をお見せいただければと思います。

マスクをまた着用してください。

それでは、御紹介申し上げます。

最初に、阿蘇市教育長の任命について同意をいたしました坂梨光一様を御紹介申し上げます。

それでは、坂梨光一様、どうぞ自己紹介をお願いいたします。

○教育長（坂梨光一君） おはようございます。このたび議員の皆様より同意をいただきまして、教育長を拝命いたしました坂梨と申します。これから阿蘇市の教育の充実・振興に関わらせていただくという重責を思いますと、大変身の引き締まる思いです。依然としてコロナ禍の中、不安な日々が続きますが、改めて命の大切さ、安全・安心な地域や学校の環境づくりとともに、豊かな心と学びの保障に努め、ふるさとを誇りとし、未来を拓く活力ある阿蘇市民の育成に微力ではございますが、全力で取り組んでまいりたいと思います。議員の皆様方の御指導、御支援等を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（湯浅正司君） 続きまして、阿蘇市教育委員会委員の任命について同意をいたしました上村健雄様、岩下哲郎様を御紹介申し上げます。

それでは、上村健雄様から自己紹介をお願いします。

○教育委員会委員（上村健雄君） おはようございます。皆様方から御同意をいただきました教育委員の上村健雄と申します。出身及び現住所は一の宮町坂梨でございます。私は、教育分野の仕事をしたことはございませんが、阿蘇の発展のためには次代を担う人材の育成が極めて重要なことだと認識しております。また、私は、ここ 10 年来、小学校の低学年を対象とした放課後子ども教室のお手伝いをさせていただいております。今後は、議員の皆様方

の御指導及び御支援のもと、坂梨教育長のもとで一教育委員として誠実に、かつ熱意を持った行動で取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 続きまして、岩下哲郎様、よろしくお願いいたします。

○教育委員会委員（岩下哲郎君） 議員の皆様、おはようございます。3月議会におきまして教育委員の任命同意を賜りました阿蘇市波野の岩下哲郎と申します。職員在職中は、大変、阿蘇市にお世話になりました。退職後、8年が経過いたしました。今回、教育委員ということで非常に身の引き締まる思いでございます。次代を担う阿蘇市の子どもたちのため、そして阿蘇市の教育行政のために、力不足かもしれませんが、しっかりと力を発揮していきたいと思っておりますので、どうか一つよろしくお願いいたします。お世話になります。

○議長（湯浅正司君） 続きまして、阿蘇市監査委員の選任について同意をいたしました小野正敏様を御紹介申し上げます。

それでは、小野正敏様、どうぞ自己紹介をお願いいたします。

○監査委員（小野正敏君） 皆様、おはようございます。突然、監査委員ということで、全く地方自治に関しては知識がありません。監査委員の同僚の方、あそこにいらっしゃいますけれども、手を煩わせながら日夜頑張っているところです。今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 皆様におかれましては、御多用中にもかかわらず、御出席をいただきまして、誠にありがとうございました。今後の御活躍を御期待申し上げます。

それでは、御退席をお願いいたします。

[教育長、教育委員、監査委員 退席]

○議長（湯浅正司君） 続きまして、議会が指名推選しました選挙管理委員会委員並びに補充員の皆様を御紹介申し上げます。

それでは、入場をお願いいたします。

[選挙管理委員会委員並びに補充員 入場]

○議長（湯浅正司君） ここで、すみません、一度マスクを外していただき、皆さん方にお顔をお見せいただければと思います。よろしくお願いいたします。

はめてください。

なお、選挙管理委員になられました古閑慶助様におかれましては、所用のため、御出席いただくことができませんでした。

それでは、家興利昭様から自己紹介をお願いいたします。

○選挙管理委員会委員（家興利昭君） おはようございます。ただ今御紹介いただきました家興と申します。委員歴は8年になりました。今後4年間は委員長として公正・公平な選挙を目指して職務を全うする所存でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 続きまして、倉本健吉様、よろしくお願いいたします。

○選挙管理委員会委員（倉本健吉君） おはようございます。倉本でございます。2期目になりました。また1期4年間、職責をしっかりと全うしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 続きまして、城輝臣様、お願いいたします。

○選挙管理委員会委員（城 輝臣君） おはようございます。波野出身の城輝臣です。久しぶりに皆様の前に立ったものですから緊張いたしまして、いろいろ挨拶文を覚えておりましたけれども、頭が空白になって忘れてしまいました。任期期間中は今のような緊張感を持って一生懸命頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 前列、後列、変わっていただければ。

次に、補充員になりました岩下二夫様、お願いいたします。

○選挙管理委員会補充員（岩下二夫君） おはようございます。一の宮町中通出身の岩下二夫です。補充員は、今回で3回目になります。3期です。今後ともまたよろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 続きまして、草尾幸隆様、お願いいたします。

○選挙管理委員会補充員（草尾幸隆君） おはようございます。補充員に何回目ですか、なりました草尾でございます。選挙管理委員の仕事は多々あるかと思っておりますが、不正、ミスのない、明るい、きれいな選挙になりますよう努めていきたいと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 続きまして、小嶋政盛様、お願いいたします。

○選挙管理委員会補充員（小嶋政盛君） おはようございます。西小園地区の小嶋政盛と申します。阿蘇市のために少しでも役立てればと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 続きまして、市原昭洋様、お願いいたします。

○選挙管理委員会補充員（市原昭洋君） おはようございます。波野の市原昭洋と言います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 先の定例会で指名推選いたしました皆様におかれましては、大変御多用中にもかかわらず、本会議に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。今後の御活躍を御期待申し上げます。

以上をもちまして、御紹介を終わります。

それでは、御退席をお願いいたします。

[選挙管理委員会委員並びに補充員 退席]

日程第4 諸般の報告について（議長）

○議長（湯浅正司君） 日程第4「諸般の報告」を行います。

議長の諸般の報告につきましては、先ほど配付いたしました別紙報告書を御覧いただきたいと思っております。

まず、監査委員より令和3年2月分から4月分までの例月出納検査報告書並びに財政援助団体監査の結果報告書が提出されています。報告書につきましては、議会事務局に保管していますので、御自由に閲覧をお願いしたいと思います。

次に、要望活動として、市長が熊本県警察本部に対し実施しました阿蘇市内に設置してある点滅信号機の設置継続を求める要望活動に議長並びに総務常任委員長が同行いたしました。

次に、市議会議長会等の開催状況についてであります。4月8日に第275回熊本県市議会議長会が宇土市で開催され、また4月13日には阿蘇市町村議長会総会が阿蘇市内で開催されました。なお、九州市議会議長会並びに全国市議会議長会の定期総会については、新型コロナウイルス感染症の影響により、書面会議による開催となりました。詳細については、後で御覧いただきたいと思っております。

以上、諸般の報告を終わります。

日程第5 施政方針の説明

○議長（湯浅正司君） 日程第5、市長の「施政方針の説明」を行います。

市長。

○市長（佐藤義興君） それでは、早速であります。令和3年度施政方針を述べさせていただきます。

はじめに。

世界中で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症は、国内でも第4波が急激な感染拡大を続けています。

県は、熊本市に対し「まん延防止等重点措置」を適用、県内全域に不要不急の外出自粛や飲食店の営業時間短縮等を要請しました。

市をはじめ、阿蘇地域全域では、5月以降、感染者が増加傾向にあり、市民の皆様方に、さらなる感染防止対策を周知し、正確な情報発信に努めています。

また、コロナワクチン接種は、円滑な接種を進めるため、市民部ほけん課に新型コロナワクチン接種対策班を設置し、万全な準備のもと、接種券の発送を行い、配置したコールセンターでは、接種に関する相談窓口として、市民の皆様からの問合せ等に対応しています。

ワクチン接種の状況については、優先順位に基づき、医療従事者から接種を開始、次に高齢者施設の入所者及び従事者、さらに5月13日から75歳以上の高齢者、現在は65歳以上の高齢者の接種を進め、医療機関と十分に協議、連携し、円滑、安全な接種を第一に取り組んでいます。

今後も感染状況等を十分に踏まえ、国の動向に留意しながら最善の対応に努めますので、御理解と御協力をお願いします。

それでは、令和3年第2回阿蘇市議会定例会の開会に当たっての施政方針を述べさせていただきます。

総務。

【総務課】

新型コロナウイルス対応としての行財政改革は、各種申請等の加速化・電子化、押印廃止について見直しを進め、職務効率向上のため、議事録作成支援システム等の導入、併せて、国の情報システムの三層分離によって低下したシステムの操作向上等を図り、国の進める自治体デジタル・トランスフォーメーションの動きを注視し、効率的・効果的なシステム構築を進めます。

人事行政は、障がい者雇用、土木技術職・保育士など専門職の人材確保に継続して取り組みます。

【政策防災課】

阿蘇警察署移転に伴う代替施設は、年度当初に設計業務委託を終え、駐在所建設費用を本年9月定例市議会へ上程、年度内竣工を目指します。

施設は、防災倉庫を兼ね、複数の警察官が勤務する駐在所を計画、市民の皆様の期待と信頼に応え、防犯に関する諸問題にも対応する機能強化を引き続き要望していきます。

「防災行政無線デジタル化事業」は、デジタル化で多様化・高度化する通信ニーズに対応した秘話性の向上や的確な情報をすばやく一斉に届けることができる体制を構築し、市民の皆様の安心安全をより強固にする整備を進めます。

災害対策基本法の一部改正で、5月20日から「避難勧告・避難指示（緊急）」を「避難指示」に一本化する避難情報の改正が行われました。

これから本格的な梅雨期、出水期を迎え、警戒レベル運用の周知徹底と併せ、最大限の備えに万全を期すよう努めます。

「第2次阿蘇市総合計画（後期基本計画）」は、昨年10月から見直し作業を開始し、総合戦略、各種計画、SDGsなどを加えた計画素案を作成しました。

今後は、パブリックコメントなどを行い、行政と市民の皆様と協働で、「新阿蘇市」のさらなる躍進に向けた計画策定に努めます。

財政・税。

【財政課】

人口減少・超高齢化社会の進展、自然災害の頻発・激甚化、老朽インフラ維持更新などの行政課題に加え、近年の高度化・多様化する住民ニーズに柔軟に対応していくためには、将来を見据えた足腰の強い行財政基盤の確立が必要です。

一方、新型コロナウイルス感染拡大は、依然として収束が見通せない中、当初予算は、市県民税をはじめ法人市民税及び入湯税の大幅な収減を見込み、併せて熊本地震の公債費増などの影響もあり、7億円の財政調整基金を繰り入れるなど、厳しい財政運営を強いられています。

そのような中、政策的経費を含む本予算は、市民の皆様の安心安全な暮らしの確保と経済・雇用の安定に向け、喫緊の課題であるコロナ対策関連経費をはじめ、公共インフラの維持更新など投資的経費を中心に、歳入歳出予算総額約163億円（対前年度当初予算比約22億円、約12%の減）を編成しました。

とりわけ、町村合併前に建設された公共施設等が、これから大量に更新時期を迎え、老朽施設等の更新・統廃合・長寿命化・縮小などを計画的に進めるため、今年度は、平成28年度策定の「公共施設等総合管理計画」を見直し、公共施設等のさらなる適正配置と有効活用につなげていくこととしています。

度重なる自然災害、深刻化するコロナ禍で、健全な財政運営を堅持していくには、限られた予算と人員の中で、徹底した「選択」と「集中」のもと、効果的な事務事業を効率的に実

行していくことが必要であり、アフターコロナを見据え、新たな財政需要にも機動的かつ弾力的に対応できる、事務事業の不断の見直しを進め、行政のスリム化を図りながら、持続可能な行財政運営に努めます。

【税務課】

市税のコンビニ収納は、市民などの利便性向上、感染症対策に資することから、令和4年度からの運用に向けて、準備を進めます。

波野地区の地籍調査は、地権者の高齢化等を見据え、一筆地調査を外部委託し、事業期間20年を10年短縮して早期完了を目指します。

生活。

【市民課】

本市のマイナンバーカード取得率は、5月23日現在32.6%であり、県内市町村全体の平均30.7%を上回っています。

さらなる利便性の向上、証明書等のコンビニ交付など行政サービスへの活用について周知し、取得率の向上を図ります。

生活衛生関係は、全国的に課題となっている環境負荷の低減を図るため、ごみの減量化、資源の有効活用を推進し、市民の方々や事業者等が環境・ごみ問題に一層関心を持っていただくよう啓発活動に取り組みます。

また、使われずに余った食品等を集め、団体や施設等に寄附する「フードドライブ」を推進し、「食べ残しゼロ活動」と併せ、ごみ減量化に努めます。

生活相談関係は、コロナ禍で生活困窮に関する相談が増加する中、関係機関と連携し、相談支援体制のさらなる強化に努めます。

また、インターネット利用で生じる消費者トラブルも後を絶たず、相談業務、消費者啓発講座、お知らせ端末等で意識啓発や情報発信を行い、消費者被害の未然防止等に努めます。

【人権啓発課】

人権施策は、市民一人一人が人権を身近な課題と認識し、様々な人権問題を正しく理解できるよう、阿蘇市人権・同和教育推進協議会活動や隣保館事業を中心に、人権啓発・教育活動に取り組みます。

男女共同参画の推進は、「第3次阿蘇市男女共同参画基本計画」（令和2年3月策定）により、男女が共に支え合い、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる地域社会実現と、性の多様性の理解促進に努めます。

医療福祉。

【福祉課】

新型コロナウイルス感染症の長期化する外出自粛等で児童虐待やDV等が懸念され、今後、児童相談所、警察署、関係機関と連携した十分なケア、かすかなSOSも見逃さない、確実な支援・救済等に取り組みます。

坂梨保育園は、築40年が経過、施設・設備の老朽化が進み、安心・安全な保育施設の確保と、多様な保育ニーズ環境に対応するため、旧坂梨小学校を改修し、移転する計画を進め

ています。地域に愛され、支えられる施設を目指し、取り組んでいきます。

障がい福祉については、昨年度末、令和3年度から5年度までを計画期間とする「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」を策定しました。

今後、関係機関、関係団体と連携・協働し、より一層の福祉サービス・相談体制の充実強化を図っていきます。

【ほけん課】

生活習慣病の重症化予防対策は、若い世代の肥満が糖尿病の発症につながっている本市の健康課題に、市民の皆様一人一人が、健康意識を変えて、健康行動を実践いただけるよう、熊本連携中枢都市圏事業の健康ポイント事業「熊本健康アプリもっと健康！げんき・アップ・くまもと」に取り組み、生活習慣病の発症、重症化予防につなげ、健康寿命延伸を目指していきます。

介護保険事業は、阿蘇市高齢者いきいきプラン第7期の評価、第8期はその課題の解消に向けて取り組み、引き続き、自助・互助・共助の仕組みを確立し、安心して生活できる地域づくりを目指します。

【阿蘇医療センター】

阿蘇医療センターは、平成26年8月の開院後、28年4月の熊本地震発生時に、地域災害拠点病院（免震・耐震構造を整備）としてDMAT活動拠点等の機能を発揮し、また、新型コロナウイルス感染症では、阿蘇圏域唯一の第二種感染症指定医療機関（陰圧構造感染症室を整備）とし、令和2年4月の第1波から第4波の現在に至るまで、継続して陽性患者を受け入れる一方、施設入所者・住民のワクチン接種、高齢者施設へ感染防止指導等に対応しています。

このような予測し得ない災禍にあつて、医療センターは、地域中核病院として、政策医療（5疾患のうち、脳卒中・急性心筋梗塞・がん・糖尿病）（5事業のうち、救急告示病院・地域災害拠点病院・へき地医療拠点病院・小児慢性期特定指定医療機関）の体制整備を図り、指定・認定の取得に取り組み、医療機能の充実を進めてきました。なお、国は、令和6年度から、5事業に「新興感染症への対応」を加え、6事業にするとしています。

医療政策では、高齢化社会における在宅医療の移行について、医療、介護の連携を図り、中部地域在宅医療サポートセンターの事業計画を推進中であり、また、地域医療構想については、県をはじめ郡市医師会、関係機関と調整・協議を行うこととしています。

地域の保健医療施策では、阿蘇地域保健医療計画に沿って、生活習慣病の発症予防と重症化予防等を推進し、並行して、医療機能面では、脳疾患・心疾患・がん・総合診療及び高齢者医療（認知症・フレイル・骨折等の予防及び口腔ケアの推進）等のさらなる充実を図っていきます。

なお、かねて市民の方々から要望のあった婦人科外来は、本年4月から開設が実現しました。

これからも阿蘇市及び阿蘇医療圏の拠点病院として、住民の健康・生命を守るため、感染症対策に尽力するとともに、地域の医療需要や環境変化に適応した機能整備が図られるよう、

今後も不断に取り組んでいきます。

経済。

【農政課】

本年度の水稻は、先月末までに作付けがほぼ終了しておりますが、例年のない早期の梅雨入りで、刈取適期を迎えた大麦や飼料作物等、転作作物の収穫に遅れが生じ、品質や収量の低下が深刻化する中、さらに、今後、長雨や日照不足、低温等が重なれば、水稻をはじめ園芸作物等の育成や病虫害などの影響が心配されます。

今後の気候変化などを注視し、営農意欲の低下にならないよう、関係機関等と連携し、経営安定に取り組んでいきます。

農業振興では、集落営農組織の法人化に向けた推進を図り、これまでに 10 組織が法人設立に至っています。

今後も、地域の要望に十分対応し、法人設立後の経営が軌道に乗るよう、関係機関と一体となり、サポート体制の継続を進めます。

また、「人・農地プラン」の実質化の取組をさらに推進するため、担い手の農地集積を進め、スマート農業導入や法人化を目指す集落営農組織に対し、新たな支援が必要なことから、国・県へ事業化に向けた要望活動を行っていきます。

国営大野川上流地区土地改良事業「大蘇ダム」は、再び、想定量を大きく上回る水浸透が判明、現在、九州農政局職員が常駐し、浸透量増加の原因について、日々調査を行っており、今後の営農で用水不足などが生じないように、竹田市、産山村、熊本・大分両県と連携し、国へ引き続きの対策を強く申し入れていきます。

また、大蘇ダムからの農業用水利用促進と農業振興について、地元の方々の意見を反映し、阿蘇東部地域の継続的な農業ビジョン施策を作り上げていきます。

広域農道整備は、未整備区間の赤水工区整備に着手、早期完了を目指し、熊本県と一体となって整備を進めます。

林業関係は、森林環境譲与税を活用し、森林作業道等の整備、景観維持保全、森林の普及啓発活動事業に取り組めます。

有害鳥獣対策は、ICT等を活用した新たな捕獲方法の導入など、負担軽減に取り組み、近隣自治体などと連携強化を図っていきます。

畜産環境対策は、畜産臭気軽減に向けた効果検証を行い、引き続き環境対策に取り組めます。

【観光課】

観光産業は、5月12日福岡県の緊急事態宣言発出から客足が激減し、今期も深刻な経営状況が続いています。

しかし、「阿蘇の大自然で心身を癒したい」というニーズは非常に高く、withコロナの環境づくり、感染防止対策を一層強化し、感染状況を見て、適時、宿泊割引キャンペーン等の経済回復対策事業を実施します。

阿蘇ブランド化について、ワーケーション推進事業は、県と連携し、企業マッチングを進

め、また、アドベンチャーリズムは、昼間に加え、早朝や夜間の体験プログラムも積極的に提供する予定で、受皿となる実践団体の活躍が期待されます。

いずれもSNS予約システム構築と動画配信を活発に行い、オンラインでのアプローチも強化します。

さらに、本年3月26日、観光庁の日本版持続可能な観光ガイドラインのモデル地区（全国15地区）に阿蘇市が選定され、これから、持続可能な観光の国際基準に準拠した体制と環境づくりを進めます。

関連して、国の補助事業を活用し、自然環境保全をテーマにした旅行商品による誘客に取り組めます。

ハード面では、(仮称)阿蘇山噴煙展望公園整備、中岳火口の新見学エリア拡大整備及び二次避難施設整備、仙酔峡ロープウェイ駅舎解体工事を実施し、国内外から目的地として選ばれる国際競争力の高い観光地づくりに努めます。

【まちづくり課】

現在、「まん延防止等重点措置」の適用を受け、県下全域のすべての飲食店などに、午後9時以降の店舗営業を行わない時短営業が要請されています。

感染拡大が収束しない状況が続き、阿蘇市内の消費活動も低迷、地域経済の下支えと家計の負担軽減を目的に、昨年末に実施したプレミアム付商品券を6月中旬の再販売に向け、商工会と協議を進めています。

令和2年度の「ふるさと応援寄附金」は、約1億8,600万円となりました。

今後も、市場調査等を行いながら、本市の魅力を生かした商品開発と品質管理に努め、市産品のさらなる知名度向上と財源確保を図っていきます。

また、国道57号、北側復旧ルート、JR豊肥線の復旧により移住定住者の増加促進に取り組めます。

インフラ。

【建設課】

中九州横断道路は、熊本県側で「滝室坂道路」及び「大津町～熊本市間」のうち、「合志市～熊本市間」が事業化され、現在整備中です。

また、県境の「竹田阿蘇道路」は、令和2年度末に波野地域で事業説明会が実施され、今後も事業実施中の区間の予算確保及び未着手区間の早期事業化に向け、関係自治体と協力し、国への要望を継続していきます。

阿蘇山直轄砂防事業は、平成30年度着手した四ツ江川（狩尾三区）砂防堰堤が本年3月に直轄事業第1号として完成、現在工事中の古城・湯浦・西小園・狩尾・的石地域の砂防堰堤も随時完成し、本年4月1日、国土交通省（九州地方整備局）は、土砂災害対策強化のため、砂防堰堤の早期整備を進めるとし、「阿蘇砂防事務所」を設置、これから新たな堰堤の発注も計画され、整備された流域は、防災機能向上が図られます。

しかしながら、阿蘇市管内に整備される砂防堰堤数は、計画期間中（令和9年度まで）に十数基程度であり、さらに整備するには、事業延伸が課題となります。

そのため、阿蘇山直轄砂防事業促進期成会は、令和 10 年度以降の整備計画と予算確保について、早い時期から関係機関へ働きかけ、阿蘇地域の土石流による土砂災害がなくなるよう要望を重ねていきます。

河川は、洪水などによる災害を防止するため、著しく堆積した土砂の浚渫を行い、河川の貯水機能確保、流下能力を高めます。

護岸整備は、集落に密着した未整備箇所を計画的に整備し、宅地等の被害防止を図っていきます。

道路管理瑕疵による事故防止のため、補修箇所の著しい路線は、集中的に舗装改修を行い、道路交通の安全性確保・向上に努め、上西黒川成川線（農村公園あびか隣接）の幹線市道は、圃場の水路更新事業のタイミングで道路拡幅改良を行い、交通の快適性・利便性向上を進めます。

また、阿蘇地域の経済振興及び災害対策強化を目的とした中九州横断道路及び阿蘇砂防は、円滑な建設推進のため、6月1日付で、土木部建設課内に「中九州横断道路・阿蘇砂防整備促進班」を設置、地域住民、地権者の方々へ説明、関係機関等の調整に取り組みます。

【住環境課】

環境事業は、「ASO環境共生基金」を活用し、将来の担い手である子どもたちへ環境教育や自然体験学習をはじめ、希少野生動植物の保全事業等を推進します。

また、2050年の「CO2排出実質ゼロ」を目標に、熊本連携中枢都市圏の構成18市町村と協働し、「持続可能な脱炭素循環共生圏」の実現に向けた具体的なロードマップ策定に取り組みます。

下水道事業は、認可変更を行った南黒川地区の測量設計、管渠整備及び浄化センターの設備更新設計を実施、また、合併浄化槽設置事業補助を継続的に進め、排水環境改善に向け、快適な住環境づくりを進めます。

本年、着工している「赤水西住宅」は、北側復旧ルートに近い本市西部に位置し、今後の住宅需要を検証する観点を含め、令和4年4月の入居開始を目指し、工事を進めます。

【水道課】

人口減少で料金収入減少や管路を含む水道施設の老朽化で更新費用の増大が水道事業経営において懸案事項となっています。

住民生活に不可欠である生活用水の安定供給を将来にわたり維持するため、ライフラインの機能強化及び有収率の向上を図り、水道施設整備を計画的に実施する施設更新計画及び経営戦略を策定し、経営安定化を図ります。

教育。

【教育課】

本年5月2日に延期していた阿蘇市成人式は、新型コロナウイルスの感染拡大で県のリスクレベルが「レベル5 厳戒警報」に引き上げられたことから、中止を決定しました。

新成人の皆様方、関係者の皆様には、感染予防と安心安全を最優先し、大変御迷惑をおかけしましたが、御理解のほどお願いします。

さて、学校教育は、子どもたち一人一人が社会の様々な課題に果敢に挑戦する意欲と幅広い知識、柔軟な思考力を身につけ、グローバル化、情報通信技術の進展など急激な社会変化に対応し、持続可能な新たな社会を創造することができる教育に取り組んでいきます。

今後は、令和2年度末、全校に導入した一人1台のタブレットを活用し、学びの意欲と可能性を広げ、創造力の育成を図るICT教育・プログラミング教育の充実、学校と家庭をつなぐオンライン化等の充実に取り組み、学びの保障につなげ、英語教育は、引き続き英語検定受験料補助制度の活用と英語教材のさらなる充実に取り組みます。

社会教育は、人権教育や市民一人一人が豊かな人生を送るための生涯学習講座、さらに、地域コミュニティ形成の公民館活動などの充実を図っていきます。

社会体育は、阿蘇市スポーツリーダーバンクを設立し、総合型地域スポーツクラブを中心に、市民の皆さんのスポーツ振興に取り組んでいきます。

おわりに。

市民の皆様方の命と健康、暮らしをしっかりと守りながら、コロナ禍にあっても社会、経済が停滞しないよう歩みを止めることなく、アフターコロナを強く意識し、目標に向かって成し遂げていく発展的創意工夫とチャレンジを持って、これからも、将来にわたり持続可能な財政健全化と地域活性化に道筋をつけ、緩みのない対策を講じてまいります。

引き続き、議員各位、市民各位の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、令和3年度の施政方針といたします。

○議長（湯浅正司君） 以上で、市長の施政方針の説明が終わりました。

市長、このまま続けていいですか。

○市長（佐藤義興君） はい。

日程第6 提案理由の説明

○議長（湯浅正司君） 日程第6、これより市長の「提案理由の説明」を求めます。

市長。

○市長（佐藤義興君） それでは、引き続きまして、令和3年第2回阿蘇市議会定例会提案理由の説明をさせていただきます。

報告第2号「専決処分の報告について」

本件は、令和2年12月9日、阿蘇市一の宮町宮地2402番地（熊本県阿蘇地域振興局駐車場）において発生した公用車の物損事故について、令和3年3月23日に示談が成立、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

承認第4号「専決処分した阿蘇市税条例等の一部改正について」

本件は、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、緊急に改正が必要となったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

承認第5号「専決処分した阿蘇市病院事業の設置に関する条例の一部改正について」

本件は、阿蘇医療センターにおいて、障害者の日常生活及び社会福祉を総合的に支援するための法律の規定に基づく短期入所を実施する事業所の開設に伴い、緊急に改正が必要となったため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

承認第 6 号「専決処分した令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 12 号）について」

本件は、年度末の財源調整等に伴い、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

歳入では、地方交付税等を追加し、国・県支出金及び市債等を減額しております。歳出では、各種事業の実績等に応じて、所要額を補正しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 1 億 4,790 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 244 万 147 万 7,000 円といたしました。

承認第 7 号「専決処分した令和 2 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について」

本件は、年度末の財源調整等に伴い、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

歳入では、市債を、歳出では、事業費を減額しております。

これらの補正の結果、既定の予算額から歳入歳出それぞれ 1,480 万円を減額し、歳入歳出予算総額を 7 億 7,350 万 2,000 円といたしました。

承認第 8 号「専決処分した令和 2 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 6 号）について」

本件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したもので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

歳入では国庫支出金及び県支出金を、歳出では保険給付費及び予備費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 1 億 1,156 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 36 億 6,703 万 9,000 円といたしました。

承認第 9 号「専決処分した令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 1 号）について」

本件は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた低所得のひとり親世帯の方に「生活支援特別給付金」を支給するため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

歳入では国庫支出金を、歳出では民生費を計上しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 2,277 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 151 億 1,726 万 6,000 円といたしました。

承認第 10 号「専決処分した令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 2 号）について」

本件は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯の方に「生活支援特別給付金」を支給するため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

歳入では国庫支出金を、歳出では民生費を計上しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 2,301 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 151 億 4,028 万 3,000 円といたしました。

報告第 3 号「令和 2 年度阿蘇市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」

本件は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により繰越計算書を調製し、報告するものであります。

報告第 4 号「令和 2 年度阿蘇市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について」

本件は、事故繰越しに係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定により繰越計算書を調製し、報告するものであります。

報告第 5 号「令和 2 年度阿蘇市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」

本件は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により繰越計算書を調製し、報告するものであります。

報告第 6 号「令和 2 年度阿蘇市病院事業会計予算繰越計算書の報告について」

本件は、地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定により資本的支出予算を繰り越したもので、同法第 26 条第 3 項の規定により予算繰越計算書を調製し、報告するものであります。

議案第 41 号「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」

本件は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第 42 号「令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 3 号）について」

本件は、当初予算が骨格予算であったため、投資的経費を中心に編成しております。

歳入では、国・県支出金及び繰越金等を計上しております。

歳出では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、坂梨保育園移転改修事業、道路改良事業及び人事異動等に伴う人件費の科目間調整等を計上しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 12 億 364 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 163 億 4,393 万 2,000 円といたしました。

議案第 43 号「令和 3 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について」

歳入では、繰入金を、歳出では、人件費の調整、公課費の見直し等により事業費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 2,774 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 5 億 4,139 万 1,000 円といたしました。

議案第 44 号「令和 3 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について」

歳入では、繰入金を、歳出では、総務費及び予備費を減額し、国民健康保険事業費納付金及び保健事業費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額から歳入歳出それぞれ 467 万円を減額し、歳入歳出予算総額を 34 億 1,091 万 5,000 円といたしました。

議案第 45 号「令和 3 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について」

歳入では、繰入金を、歳出では、総務費を減額しております。

これらの補正の結果、既定の予算額から歳入歳出それぞれ 45 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算総額を 33 億 1,306 万 1,000 円といたしました。

議案第 46 号「令和 3 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について」

歳入では、繰入金を、歳出では、総務費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 56 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 4 億 7,291 万 5,000 円といたしました。

議案第 47 号「令和 3 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第 1 号）について」

歳入では、繰入金を、歳出では、委員会費及び予備費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 10 万円を追加し、歳入歳出予算総額を 1,849 万 1,000 円といたしました。

議案第 48 号「令和 3 年度阿蘇市水道事業会計補正予算（第 1 号）について」

収益的支出では、上水道事業支出を 500 万円増額し、支出合計を 4 億 9,233 万円としました。

また、資本的収入では、上水道事業収入を 1 億 5,900 万円増額し、収入合計を 1 億 9,510 万 3,000 円としました。資本的支出では、上水道事業支出を 2 億 200 万円増額し、支出合計を 4 億 408 万円といたしました。

議案第 49 号「熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の一部変更について」

本件は、地方自治法第 252 条の 7 第 2 項の規定により関係地方公共団体の協議により定めるため、同条第 3 項の規定において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

諮問第 1 号「人権擁護委員候補者の推薦について」

諮問第 2 号「人権擁護委員候補者の推薦について」

諮問第 3 号「人権擁護委員候補者の推薦について」

諮問第 4 号「人権擁護委員候補者の推薦について」

本件は、人権擁護委員の任期満了に伴い、委員の候補者を推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

報告第 7 号「株式会社 A S O ワークネットの経営状況を説明する書類の提出について」

本件は、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により株式会社 A S O ワークネットの経営状況を説明する書類を提出するものであります。

報告第 8 号「一般財団法人阿蘇テレワークセンターの経営状況を説明する書類の提出について」

本件は、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により一般財団法人阿蘇テレワークセンターの経営状況を説明する書類を提出するものであります。

以上、議案 27 件（報告 7 件、承認 7 件、条例 1 件、予算 7 件、諮問 4 件、規約 1 件）を本日上程いたしますので、御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

この後、11 時 35 分から全員協議会を開催しますので、経営状況の説明資料を持参の上、御出席のほど、よろしくお願いいたします。

なお、今回も新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本会議場にて全員協議を行いますので、お集まり願います。

以上で終わります。

午前 11 時 23 分 散会